

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

		資料番号	30-2	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	根拠条項	49-8	不利益処分の種類	第一種フロン類充填回収業者等に対する措置命令
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年六月二十二日法律第六十四号）					
（勧告及び命令）					
第四十九条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者が第三十七条第二項若しくは第四項又は第三十九条第二項若しくは第六項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。					
2 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が第三十八条第一項又は第四十条第一項の規定による登録をする場合において、これらの規定を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。					
3 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第四十三条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。					
4 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者が第四十五条第一項から第五項までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。					
5 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者が第四十五条の二の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。					
6 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が第三十七条第三項に規定するフロン類の充填に関する基準若しくは第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）が第四十六条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。					
7 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをしない第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者があるときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすることができる。					
8 都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。					